



ちょっと役立つ空き家の
豆知識をお伝えします



相続した不要な土地を手放す新制度 (相続土地国庫帰属法) について

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。このような土地が管理できないまま放置されると、将来、「所有者不明土地」が発生することになります。

そこで、相続または遺贈によって土地を取得した人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることができる「相続土地国庫帰属制度」が新しくつくられました。この制度は令和5年4月27日からスタートします。

現行の民法では不要な不動産のみを相続放棄するということはできませんでしたが、新制度では条件を満たせば不要な土地のみを手放すことができるようになります。

ただし、国に引き取ってもらえる土地には要件があり、次のいずれにも該当しないことが必要です（この他にも要件があるため詳細は専門家や管轄機関にお尋ねください）。

- 建物がある土地
- 担保権や使用収益権が設定されている土地
- 他人の利用が予定されている土地

- 土壌汚染されている土地
- 境界が明らかでない土地・所有権の存否や範囲について争いがある土地
- 一定の勾配・高さの崖があつて、かつ、管理に過大な費用・労力がかかる土地
- 地上や地下に処分が必要な物がある土地

また、制度の利用には審査手数料や負担金を支払う必要があり、詳細については今後、決められる予定です。該当する土地をお持ちで関心のある人は、今後の動向にご注目ください。

協力隊活動記 Vol.61

こんにちは、地域おこし協力隊の水上です。2月22日(日)、和水町社会福祉協議会の「なごみのわ」のフォローアップ講座の中でコーヒー講座を担当させていただきました。講座では「コーヒーの豆知識-違いを楽しむ飲み比べ」と題して、コーヒーに関する簡単な講義の後、風味の異なる2つのコーヒーの飲み比べを行いました。話も弾み、賑やかな時間となりました。ご参加いただいた皆さん、ありがとうございました。